

第4節 環境にやさしいまちづくり

めざすべき姿

市民一人ひとりが地球環境に対する高い意識を持ちながら生活している。
市民や企業、行政が連携を図りながら、環境にやさしい持続可能な循環型社会が円滑に形成され、環境への負荷が小さい、健康的で安心・快適な市民生活が営まれている。

■ 現状と課題

- 環境問題に総合的に取り組むため、「池田市環境基本計画^{49※}」「池田市地域省エネルギービジョン^{50※}」などを策定し、それらに基づく具体的事業としてパートナーシップの拠点となる池田市立 3R 推進センター（エコミュージアム）^{51※}の設置などに取り組んできた。
- エネルギー消費の削減と経費節減、家庭ごみの減量化、環境基金を活用した事業にも取り組んできた。
- 大気、水質については継続的に測定を行っている。
- 毎年、「いけだ・かんきょうレポート」を発行し、本市における環境の現状を把握している。
- 本市を取り巻く環境問題は、工場などからの公害が沈静化する一方で、化石エネルギー消費を主な原因とする地球温暖化といった地球規模の課題や、ごみ減量化などの地域的課題という、主に市民生活に起因する環境問題へと変化している。
- 次代を担う子どもたちに環境にやさしい社会を引き継ぐためには、ライフスタイルを見直し、行動することが求められており、省エネルギーや新エネルギー^{52※}など地球環境問題やごみの減量化、ポイ捨てや不法投棄の防止など地域環境問題に関する認識を高めるとともに、市民生活や事業活動を通じて環境保全や環境活動支援につながる仕組みの整備も求められている。
- ごみ焼却場については、焼却炉の経年劣化により建替えすべき時期にあるが、財源や建設地の確保が困難な状況にある。
- 本市の焼却灰などの廃棄物は、近畿の他の自治体と同じく、大阪湾などの海面埋め立て人工島^{53※}の造成に使われているが、その最終処分場の残余容量もわずかである。また、人工島の利用計画は定まっていない。

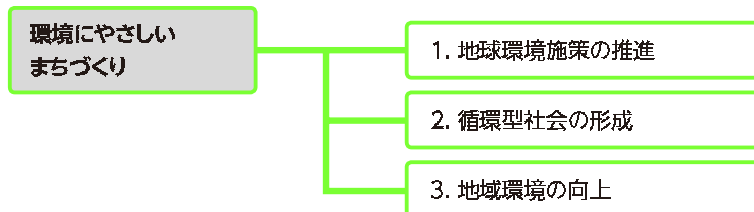
^{50※}
池田市地域省エネルギービジョン
「池田市環境基本計画」の目標像実現に向け、省エネルギーによる化石エネルギー（石油等）利用の削減を図るために策定された（平成 13 年度（2001 年度）策定）。

^{51※}
池田市立 3R 推進センター（エコミュージアム）
環境基本計画に位置付けられたパートナーシップの拠点。3R（Reduce（リデュース：減量）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化））の推進や環境情報発信、環境講座や展示、イベントなどが行われる。

^{52※}
新エネルギー
化石エネルギーを使わない「環境にやさしいエネルギー」のこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、燃料電池など。

^{53※}
人工島
人工的につくられた島のこと。土地造成の一環であることが多いが、廃棄物の恒久的処分が主たる目的となっている場合もある。

■ 施策の体系



1. 地球環境施策の推進

(1) 新環境基本計画の推進

計画 新環境基本計画やその他の計画・ビジョンに基づき、市民や事業者と協働した総合的な環境施策を展開する。

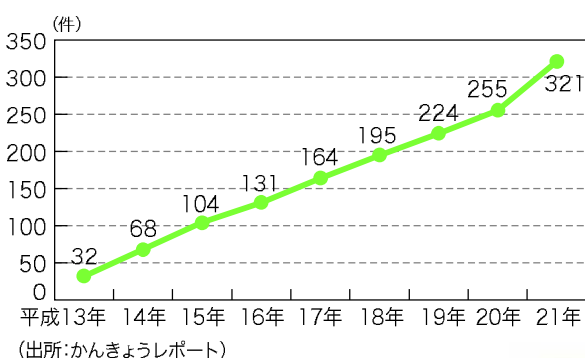
ステップ ・環境施策の着実な推進のため、庁内外の推進体制の実行力を高める。
・計画を着実に推進するため、エコミュージアムを拠点として市民、事業者との連携・協働を進める。

■ごみの排出量と処理実績

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
収集人口(人)	101,020	100,852	100,662	100,581	101,042	102,578	103,705	103,845	104,048
1日当たりの処理量(t)	113.4	111.6	111.8	111.8	117.2	101.4	99.9	96.6	90.7
1人1日当たりの排出量(g)	1,004	1,027	1,031	1,026	1,086	913	898	872	846

※収集人口は年度末現在
(出所：市民生活部クリーンセンター)

■太陽光発電の設置件数



(2) 省エネルギーの推進

計画 行政をはじめ、市民一人ひとりや事業者個々が主体的に省資源、省エネルギーに取り組める施策を推進する。

ステップ

- ・市役所全般の事業活動においてエネルギー消費量の削減など、環境に配慮した行動を推進する。
- ・太陽光発電の設置やカーシェアリングなど省エネルギーに配慮した生活スタイルについて周知・啓発する。

(3) 新エネルギーの推進

計画 環境への負荷の少ない、太陽光発電などの新エネルギーを普及促進し、持続可能な社会形成に貢献できる仕組みづくりを進める。

ステップ

- ・太陽光発電など自然エネルギーの利用について、公共施設への率先した導入を進める。
- ・市民生活や事業活動を通じて取り組める市民共同発電事業^{54※}等を推進するとともに、新たな参加の仕組みづくりを進める。

(4) 環境学習の推進

計画 環境学習やエコミュージアムの活用を通じて、環境にやさしいライフスタイルの普及・啓発を図る。

ステップ

- ・環境情報の収集・発信を進める。
- ・学校園における環境学習や自然環境を生かした環境学習を推進する。
- ・市民・事業者・教育機関・行政の協働による環境学習会などの開催を促進する。

■環境教育の出前講座回数の推移

(単位：回数)

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
環境教育の出前講座回数	6	17	32	51	44	38

(出所：かんきょうレポート)

^{54※}
市民共同発電事業
市民が共同で出資し、土地や屋根等を借りて太陽光発電や風力発電による発電所を設置する事業。

2. 循環型社会の形成

(1) 3Rの推進

計画 エコミュージアムを中心として、3R (Reduce (リデュース：減量)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再資源化)) の考え方など、資源の有効利用やごみの減量化に向けた普及・啓発を推進する。

ステップ

- ・イベント・講座などにおいて、リユース食器を使用するなど、3R の実践・啓発を進める。
- ・レジ袋などを削減するため、マイバッグの持参を促進する。
- ・リユースショップの普及など地域で広く“もの”を循環させる仕組みをつくる。
- ・生ごみ減量化の仕組みづくりや植木の剪定枝などの堆肥化を検討するとともに、分別収集品目の拡充を図る。

(2) ごみ収集・処理体制の充実

計画 ごみの排出量を削減するため、効果的・効率的な収集・処理体制の整備に努める。

ステップ

- ・効率的なごみ収集体制の整備を図る。
- ・多量排出事業者制度^{55※}の普及により、事業活動によるごみ減量化を推進する。
- ・処理施設の効率的な維持管理に努める。
- ・最終処分場確保に向けた広域計画づくり、関係機関との連携を図る。

3. 地域環境の向上

(1) 健康に暮らせる生活環境の保全

計画 人にやさしく暮らしやすい生活環境づくりに向け、継続的な環境保全対策を推進する。

ステップ

- ・騒音、振動、悪臭などの各種公害については、監視・測定を継続し、発生源などに対する指導の強化、徹底を図る。
- ・自動車・航空機公害などの広域的な対策を必要とするものについては、関係機関と協力して改善や規制強化を要請する。

^{55※}
多量排出事業者制度
事業系ごみの減量・再資源化対策のため、月3トン以上のごみを排出している事業者について、事業系一般廃棄物減量計画の作成および廃棄物管理責任者の選任が義務付けられた制度。

(2) 快適に暮らせる地域環境の保全

計画 身近に自然の恵みを楽しむことができる環境の保全やまちの美しい環境の保全など、快適な地域環境の保全を推進する。

- ステップ**
- ・新環境基本計画に基づき、自然環境の保全・育成を図る。
 - ・ポイ捨てや落書き、不法投棄の防止などに対する市民意識の高揚を図るため、「池田市美しいまち推進条例^{56※}」の普及に努めるなど積極的な啓発活動を展開する。
 - ・市民、地域団体などと連携してまちの美化活動を促進する。
 - ・美しいまちなみを保つため、不法屋外広告物の除却活動を推進する。
 - ・関係機関・団体と連携し不法投棄対策を進める。

■ 市民等の市政への参画

- ・環境イベントや各種イベントにおけるゴミステーションの管理や環境教育の出前講座、公園などの清掃活動、居住地周辺での不法屋外広告物の除却活動などにおいて、市民活動団体、地域コミュニティ推進協議会、町会・自治会、子ども会、事業者などは協力・参加する。
- ・環境にやさしいライフスタイルへの転換について意識を高める。
- ・各種団体の実施する、地域の清掃活動や美化運動などの実践活動に取り組む。
- ・家庭から出るゴミの削減に努める。

■ 主な部門別計画

- ・池田市地域省エネルギービジョン～環境にやさしいまち・いけだをめざして～（環境にやさしい課：平成 13 年度（2001 年度）～）
- ・池田市地域新エネルギービジョン（環境にやさしい課：平成 19 年度（2007 年度）～）
- ・一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画（環境にやさしい課：平成 21 年度（2009 年度）～）
- ・池田市新環境基本計画（環境にやさしい課：平成 23 年度（2011 年度）～）

^{56※}
**池田市美しいまち
推進条例**

平成 21 年（2009 年）
4 月 1 日施行、市制
施行 70 周年を契機と
して、美しいまちづ
くりを推進するため、吸
い殻や空き缶、印刷物
などのポイ捨て、愛が
ん動物のふんの放置、
落書き行為を禁止す
るもの。

■ 本市における主な環境政策

本市は、先進的で独自性のあるさまざまな環境政策に取り組んできた。平成 15 年度（2003 年度）以降の主な取り組みは以下のとおり。

平成 15 年度(2003 年度)	・池田・府市合同庁舎 ESCO 事業 ^{57※} に着手
平成 17 年度(2005 年度)	・大阪府トラック協会河北支部とともに「中小運送事業者へのデジタルタコグラフの組織的導入によるエコドライブ推進事業」を推進
平成 19 年度(2007 年度)	・新エネルギービジョン策定 ・五月丘小学校体育館に太陽光発電施設を設置(25 キロワット) ・指定袋制による収入を原資とした環境基金を創設
平成 20 年度(2008 年度)	・環境基金により商店街空き店舗を活用し、環境啓発・実践施設「エコプラザ」の開設を支援 ・住宅用太陽光発電システム補助制度開始 ・天ぷら油を回収し、バイオディーゼル燃料などにリサイクルする事業に着手 ・環境貢献活動にポイントを付与するエコポイント制度を試行 ・新エネルギービジョン(重点テーマ)策定
平成 21 年度(2009 年度)	・池田市立保健福祉総合センターに太陽光発電施設を設置(25 キロワット) ・エコプラザを移転、環境基金により池田市立 3R 推進センター(エコミュージアム)としてリニューアル、リユースショップ機能を追加 ・公用車として導入したペロタクシーをエコミュージアムに展示、イベント等に活用

^{57※}
ESCO 事業
Energy Service Company 事業。省エネルギーを目的として、事業者が建築物の改修設計、工事、維持管理等を包括的にを行い、事業費以上の光熱水費の削減を保証する事業。



第5節 良好な自然環境を生かしたまちづくり

めざすべき姿

五月山や猪名川の自然環境は緑の都市景観を形成し、良好な住環境の形成に大きな役割を果たしているほか、多様な生き物たちを育む共生の場として保全されている。市民は、豊かな自然環境と歴史的資産、高度な都市機能が融合するまちが共通財産であるという誇りを持ち、ゆとりある生活を営んでいる。

また、市民一人ひとりが公園・緑地を守ろうという意識を持ち、都市公園は、子どもから高齢者までが集う交流の場としての役目だけでなく、防災面でも大きな役割を担っている。

現状と課題

- 五月山や猪名川は市民の宝、誇りとなっている。
- 大都市近郊でありながら、多様な野生動植物が生息する貴重な自然環境が存在している。
- 生物多様性に関する実態を新たに把握する必要がある。
- 五月山では、手入れがされず、荒廃した森林の区域が拡大している。
- 市街地では、緑の面積が減少しつつある。
- 計画に基づき、都市公園を整備しているが、未整備区域が残っている。
- 古くから整備された都市公園では、遊具などの老朽化が進んでいる。
- 憩い・交流の場としての公園だけではなく、安全・安心なまちづくりのため、公園の防災機能が期待されている。
- 墓地に対する需要が高く、自然景観に配慮した整備が求められている。

施策の体系

良好な自然環境を
生かしたまちづくり

1. 総合的な自然環境・景観の保全と緑化の推進

2. 都市計画公園の整備

1. 総合的な自然環境・景観の保全と緑化の推進

(1) 里山の保全と整備

計画 山麓・山間地の森林においては、森林の持つ多様な公益的機能^{58※}が十分に発揮されるよう、健全な森林づくりに努める。

^{58※}
森林の公益的機能
森林は、土砂の流出や崖崩れを防ぐなどの国土の保全機能、降った雨をゆっくりと川に流すことにより洪水と濁水を防ぐ機能(水資源の涵養機能)に加え、人が心身ともにリフレッシュするための保健休養の場の提供や都市環境の改善、野生の生き物たちの生息の場として生物多様性を保全するなど、多様な機能を有している。

- ステップ**
- ・法制度や「五月山景観保全条例」により自然環境の保全に努めるとともに、五月山山麓・山間緑地保全事業による山林の取得や所有者との協定により保全林の拡大に努める。
 - ・放置民有林の健全な森林づくりのため、所有者と借地契約を結び、地域住民や市民団体などとの協働による緑地の整備・管理を行う。
 - ・緑の保全のための市民活動に対して、緑化基金^{59※}を活用して助成を行う。

（２）市街地の緑の保全と緑化の推進

計画 自然環境を生かした風格ある都市景観を形成するため、公共施設だけでなく民有地も含め、総合的に緑の保全と緑化の推進を図る。

- ステップ**
- ・市内に点在する社寺林などは、公開緑地として、地域住民が利用するとともに、緑地機能の保全・活用を図る。
 - ・未利用の民有地を有効に活用するため、所有者と借地契約を結び、地域住民や市民団体などとの協働による緑地の整備・管理を行う。
 - ・幹線道路などについて街路樹化を検討する。
 - ・民有地の緑の保全や緑化の推進に関する市民活動に対して、緑化基金を活用して助成を行う。
 - ・まちなみに調和した、花であふれたまちづくりを進める。
 - ・大阪府の景観計画とも連携させながら、良好な市街地景観の保全形成に努める。

（３）生物多様性の保全

計画 市内の豊かな生物の生息する多様な環境を保全し、人々の生活と多様な生物種が共生・共存できる環境整備に努める。

- ステップ**
- ・池田市版の「生物多様性地域戦略」を策定する。
 - ・市内の自然環境および生物種全般についての生息状況を調査し、生物多様性の保全の状況について公表する。
 - ・公共施設では、地域に生息する生物に配慮した整備や施設管理を行い、生物多様性の保全に努める。
 - ・市内の自然環境や生物多様性について、市民の意識を高め、学習する施策を市民との協働により実施する。

^{59※}
緑化基金
五月山の緑の保全とまちの緑化推進の経費に充てるため、市民からの寄付を基に積み立てられた基金。

2. 都市計画公園の整備

計画 子どもから高齢者まで誰もが安心して気軽に利用できる都市公園を整備・充実する。

- ステップ**
- ・五月山緑地は引き続き緑の保全を図りながら、市民のレクリエーションの場としての整備・充実に努める。
 - ・猪名川緑地は緑と清流に囲まれた運動公園として、河川敷の自然環境に配慮した整備・充実に努める。
 - ・五月山緑地、猪名川緑地は広域避難地として、計画的な防災機能の整備の充実を図る。
 - ・都市公園は、国の定める基準に応じたバリアフリー化を進めるとともに、公園施設の安全点検体制を強化する。
 - ・計画的な更新により、公園施設の長寿命化を図る。
 - ・公園の維持管理コストの削減を図る。
 - ・五月山霊園は、計画区域内において、必要に応じた適正な墓地の増設を行う。

■ 市民等の市政への参画

- ・説明会などに参加し、都市環境に対する意識を高め、また、池田の自然環境保全について積極的に意見を出す。
- ・地域住民は、市民団体などと協働して、緑地の整備・管理を行う。
- ・公園など花壇の管理や、草花苗の植え付けなど、地域ぐるみで緑化を進める活動に積極的に参加する。
- ・地域住民は公園の清掃などの管理、地域コミュニティ推進協議会等は公園施設の設置計画などの策定に参画する。



第6節 上水道事業の充実

めざすべき姿

経営の合理化などによる健全な事業経営と充実した管理体制が確立されている。また、社会の変化や水需要に適合するとともに災害に強い施設や管路が整備され、市民が安全・安心な水を安定的に使用できる社会が続いている。

現状と課題

- 安全な水を安定的に供給するため、水道施設の整備を進めるとともに未給水区の解消を図ってきた。
- 水源としている猪名川、余野川の水質は安定しているが、油流出事故や渇水などの非常時に対応するため、大阪府営水道の導入を図り、複数の水源を確保してきた。
- 「水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）^{60※}」の認定を取得したことにより、水質検査の信頼性が向上した。
- 主要施設や設備が順次、更新時期を迎えている。
- 水に対する意識が高まっており、より安全・安心な水道水の供給が求められている。
- 施設や設備更新にかかる費用の増加および節水意識の定着による料金収入の減少が予想される。

■水道事業拡張の推移

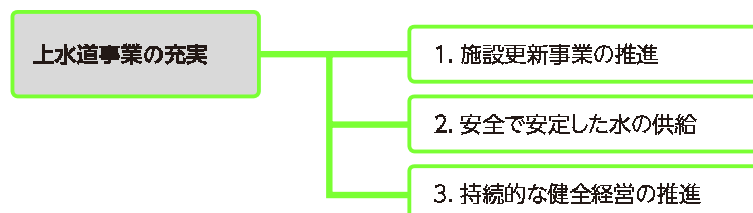
区 分	工 期	計画給水人口(人)	計画1日 最大給水量(m ³)	計画1人1日 最大給水量(ℓ)
創設	昭和 12 ～ 15 年度	35,000	4,410	126
第1次拡張	昭和 26 ～ 29 年度	50,000	12,000	240
第2次拡張	昭和 30 ～ 31 年度	50,000	12,000	240
第3次拡張	昭和 32 ～ 36 年度	50,000	12,000	240
簡易水道	昭和 32 年度	600	90	150
第4次拡張	昭和 39 ～ 45 年度	94,000	33,000	350
第5次拡張	昭和 46 ～ 58 年度	109,000	75,000	685
第6次拡張	平成6～ 22 年度	115,000	69,000	600

(出所：上下水道部経営企画課)

^{60※} 水道水質検査 優良試験所規範 (水道GLP)

日本水道協会が定めた水質検査の品質保証の規格。水道事業体の水質検査部門等が、管理された体制の下で水道法に基づいて適正に水道水の水質検査を実施し、その結果の信頼性の確保を目的とする。

■ 施策の体系



1. 施設更新事業の推進

計 画 災害に強い施設に更新する。

ステップ ・施設更新計画を策定し、長寿命化も図りながら順次、更新事業を実施する。
・基幹施設の耐震化計画を策定する。

2. 安全で安定した水の供給

計 画 水源や水道水の水質の変化に早急に対応できるよう、さらなる水質管理体制を整える。

地震や漏水、水道管事故などの非常時に備え、応急給水体制の強化を図る。

ステップ ・水源から蛇口までの水質検査体制の強化を図る。
・非常時にも水道水を確保できる施設・設備の検討および整備を図る。
・非常時に備え、近隣市町や地域との連携体制の充実を図る。

■配水池貯水量（平成 22 年 3 月 31 日現在）

名 称	貯水量 (m ³)	低水面標高 (m)
高区配水池	1,460	88.0
五月丘配水池	800	129.5
配水隧道	6,500	75.8
第2高区配水池	3,000	88.0
寺尾山配水池	10,100	88.0
畑配水池	5,000	123.0
石橋配水池	1,000	60.0
伏尾台配水場	1,800	123.0
伏尾台高配水池	1,200	191.0
伏尾台低配水池	1,000	169.0
東畑配水池	400	208.5
計	32,260	

（出所：水道事業年報）

3. 持続的な健全経営の推進

計画

安全で安定した水の供給のみならず、市民ニーズに対応したサービスを提供するため、経営の合理化に努め、財政基盤の強化を図る。

ステップ

- ・広報・広聴活動の充実を図る。
- ・次世代職員への技術の継承および研修会を実施し、能力の向上を図る。
- ・水需要の動向を踏まえながら適正な施設規模について検討する。
- ・効率的で健全な企業経営に努める。

市民等の市政への参画

- ・上下水道モニター制度^{61※}や施設見学会、アンケート調査などに積極的に参加する。
- ・水道に対する理解を深め、水資源を大切にす意識を持つ。

主な部門別計画

- ・池田市第6次上水道拡張事業計画（水道工務課：平成6年度（1994年度）～22年度（2010年度））
- ・池田市水道事業施設整備計画（仮称）（経営企画課：平成23年度（2011年度）～）
- ・池田市水道ビジョン（仮称）（経営企画課：平成23年度（2011年度）～）



^{61※} 上下水道モニター 制度

上下水道施設の見学会や懇談会を通して、水道事業や下水道事業への理解を深めるとともに、利用者の立場から意見等を提出してもらい、事業運営に反映させる制度。